

新型コロナウイルス感染症対策を理由とした施設キャンセルの取り扱い変更について（ラブリーホール）

第53回河内長野市新型コロナウイルス関連肺炎対策本部会議の決定を受け、新型コロナウイルス感染症対策を理由とした河内長野市立文化会館ラブリーホールの利用取り下げに関する取り扱いを以下のとおりといたします。

感染症対策を理由とする施設利用の取り下げに係る利用料等を全額還付していた取り扱い（キャンセル料の免除）については、令和4年3月21日までに施設予約を完了した利用をもって終了いたします。また、令和4年3月21日以前に施設予約を完了した利用については、感染症対策を理由とする全額還付（キャンセル料免除）の取り扱い期限を令和4年4月30日までとします。

※令和4年3月22日以降に新規で施設予約された利用及び3月21日以前に予約されたものであっても、5月1日以降に取り下げが行われた利用については、利用料等の全額還付は行いません。ご注意ください。

利用申込完了日	取消完了日	還付金取扱
令和4年3月21日までに 予約が完了したもの	令和4年4月30日迄	○ 全額還付する
	令和4年5月1日以降	× 全額還付しない 施設利用規程のとおり
予約の完了が令和4年 3月22日以後のもの	取消完了日に関わらず	× 全額還付しない 施設利用規程のとおり

利用規程に基づく還付率

施設	取消完了日	還付率
大ホール・小ホール・ギャラリー	利用日の6ヶ月前まで	8割
	利用日の3ヶ月前まで	5割
大ホール舞台のみ 大ホールホワイエのみ	利用日の3ヶ月前まで	5割
リハーサルルーム・レッスンルーム 会議室・和室・録音室	利用日の1ヶ月前まで	5割

還付期限及び還付率は附属設備も同様となります。

令和4年3月21日までに施設予約を完了され、感染症対策を理由に利用取り下げを検討されている方及び既に感染症対策を理由に施設利用を取りやめた方で還付金の受取を済ませていない方は、令和4年4月30日までにお手続きをお願いいたします。

令和4年3月19日

公益財団法人河内長野市文化振興財団